

# 危機管理会議

日 時：平成 24 年 6 月 22 日（金）19 時から

場 所：県庁 3 階特別会議室

- 徳島県における計画停電への備えについて

## 徳島県における計画停電への対応について

### 1 基本的な考え方

#### (1) 【基本的な県のスタンス】計画停電は何としても回避

- 昨年の東京電力管内の事例からも明らかのように県民生活や企業活動など様々な分野に、甚大な影響を与えることから「計画停電は何としても回避」するため、「攻めの節電対策」を実施する。

#### (2) 万一の危機管理としての計画停電対応

- 「危機管理の観点」から、あらかじめ県として取り組む「計画停電の対応」を検討しておき、万が一の場合には迅速に実施する。

### 2 危機管理体制の確保

- 万が一、「計画停電」が実施されることとなれば、知事を本部長とする「危機管理対策本部」を設置する。

### 3 計画停電への対応について

#### (1) リスクの洗い出しとその対応について

別添「計画停電によるリスク・課題の洗い出し調査について」参照。

※ リスク回避のための主な対策。

- ① 計画停電時の電力確保（非常用電源確保等）
- ② 計画停電時の業務継続（業務縮小・中止）
- ③ 計画停電に関する情報連絡体制の確保

#### (2) 県民や関係機関への周知・広報について

- 危機管理部は、計画停電に関する情報を、県ホームページを通じて、随時、周知広報する。
- 各部局は、計画停電に関する情報を、その関係する機関等に周知・広報する。

### (3) 問い合わせ／相談窓口の設置準備について

- 各部局は、必要に応じて、計画停電が実施される場合には、県民や企業からの問い合わせや相談を受ける窓口を設置する。
- 危機管理部は、どの部局にどのような窓口を設置するのかについて調整を図る。

## 4 庁内情報共有について

### (1) 計画停電に関する情報について

- 危機管理部は、四国電力から計画停電実施に関する情報が入った場合には、危機管理会議メンバーに対し「すだちくんメール」で情報共有を図る。

### (2) 需給逼迫警報の発令情報について

- 県民環境部（環境首都課）は、四国電力から電力に関する「需給逼迫警報」が発令された場合には、危機管理会議メンバーに対し「すだちくんメール」で情報共有を図る。

以 上

(別添)

## 計画停電によるリスク・課題の洗い出し調査について

### 1 調査の趣旨

政府や計画停電が準備を進めている計画停電については、本県としては「何としても回避」すべきであると考えている。

その一方で、稼働中の火力発電所の事故をはじめとした、不測の事態を想定しておく必要があることから、県民の生命・身体・財産を守るという危機管理の観点から、計画停電の対応をはかる必要があることから、そのリスク・課題の洗い出しを行うとともに、その対応策を整理することとした。

### 2 調査・整理期間

5月17日(木)～6月19日(火)

### 3 計画停電によるリスク・課題とその対応

- 計画停電によるリスク・課題から、県民の生命・身体・財産を守り、県民生活への影響を最小化することを基本として、「リスク・課題と対応策」を整理した。
- 概要は、次ページのとおり。

■計画停電によるリスク・課題の洗い出し調査 整理票  
(必要となる対策別に整理)

必要となる対策	リスク・課題数	主な計画停電によるリスク・課題	担当部署
① 電力確保 (非常用電源確保等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災無線通信中継局の非常用電源確保</li> <li>・ 病院等における計画停電実施時の診療の継続</li> <li>・ 計画停電実施時の在宅人工呼吸器使用難病患者への支援</li> <li>・ 老人福祉施設等の機能維持管理</li> <li>・ 野菜等の低温貯蔵施設の停電による品質低下</li> <li>・ ダム・排水機場等の電源確保</li> <li>・ 加賀須野橋の開閉操作</li> </ul>	危機管理部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 農林水産部 県土整備部 県土整備部
② 業務継続 (縮小・中止) による対応  [ ※業務継続を確保するための ・ 業務の縮小や中止 ・ 日程や時間帯の変更 ・ 業務実施のための人員の確保 等 ]	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所の機能 (検査・検診等) への影響</li> <li>・ 社会福祉施設入所者の健康状態・生活の維持・確保</li> <li>・ 企業の生産活動への影響</li> <li>・ 卸売市場におけるコールセンターシステム及び取引への影響</li> <li>・ 計画停電時の汚水処理への影響</li> <li>・ 計画停電時の学校運営、児童生徒の安全確保への影響</li> <li>・ 計画停電エリアの信号機停止による交通安全の確保</li> </ul>	保健福祉部 保健福祉部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 教育委員会 警察本部
③ きめ細かな情報提供・連絡体制の確保	64	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷蔵・冷凍設備の停電による食品衛生への影響</li> <li>・ 特定事業場における排水処理への影響</li> <li>・ ひとり暮らし高齢者等への停電情報や日常生活支援</li> </ul>	危機管理部 県民環境部 保健福祉部
計	32		
	148		

# 「電力需給ひっ迫警報」の情報伝達の流れ（四国電力管内）

※「計画停電」に関する情報伝達も同様の手順

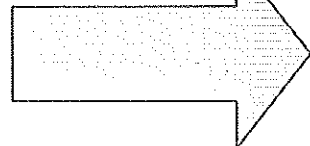
「電力需給ひっ迫警報」の発令

＜経済産業省＞  
 (窓口)  
 資源エネルギー庁 電力基盤整備課

- ・「翌日」の電力需給状況が、予備率「3%」を下回る見通しとなった場合に発令（毎日18時頃）  
 （当日になり、「予備率3%」を下回る見通しとなった場合は、即、同様の手順で発令）

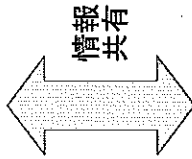
＜四国経済産業局＞  
 (窓口)  
 資源エネルギー環境部 電力開発計画室

四国経済産業局から四国各県、各種団体に本省プレス発表資料を参考配布



徳島県

メール等で全庁に周知  
 ・所属での一層の節電  
 ・関係機関への周知

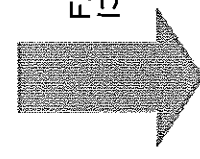


情報共有

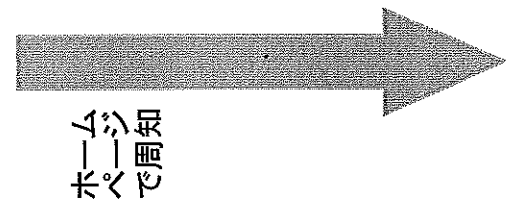
テレビ・新聞等

各市町村

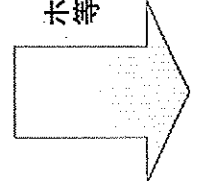
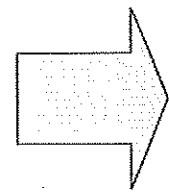
四国電力



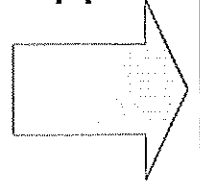
FAX、メール等により周知



ホームページで周知



ホームページ等で周知



・緊急CM、ホームページで周知  
 ・大口需要家等への抑制呼びかけ

各業界団体、県民、事業者の皆様